

資料 6

○行田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日 条例第 41 号

行田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、行田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
 - (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
 - (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
 - (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
 - (3) 事業主を代表する者
 - (4) 労働者を代表する者
 - (5) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者
 - (6) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
 - (7) 公募による者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。